

和歌山信愛女子短期大学学則

第 1 章 目的および使命

〔目的および学位授与の方針〕

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。

2 本学に 2 年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

(1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体现し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。

(2) 職業人として、その使命を理解し、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。

(3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

〔自己点検・評価および認証評価〕

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、本学教育の目的および使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 学科、修業年限、学生定員および学科の教育目的

〔学科および修業年限〕

第 3 条 本学に生活文化学科（生活文化専攻、食物栄養専攻）、保育科をおく。

2 修業年限は 2 年とする。

3 学生は、4 年をこえて在学することはできない。

〔学生定員〕

第 4 条 各学科・専攻の学生定員は次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
生活文化学科生活文化専攻	40名	80名
生活文化学科食物栄養専攻	50名	100名
保 育 科	100名	200名

〔学科・専攻の教育目的および学位授与の方針〕

第 5 条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人々の健康を維持増進することに貢献できる、専門の知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保 育 科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適應する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科・専攻の学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 多様な領域に関する専門的知識を修得し、これらの知識を必要とする領域で個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められるマナーや情報スキル、事務処理能力が

身についている（専門的技能）。

- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる。（社会人としての態度・志向性）。

生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康にかかわる専門的知識を理解し、身につけている（専門的知識・理解）。
- (3) 食育や栄養の指導、給食の運営を通じて、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保 育 科

本科に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授

与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や状況に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行、改善できる（専門的スキル）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

第 3 章 学年、学期、休業日および授業期間

〔学年〕

第 6 条 本学の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

〔学期〕

第 7 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

前学期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで

〔休業日〕

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定す

る休日

- | | |
|-------------|----------------|
| (3) 本学創立記念日 | 11月12日 |
| (4) 春季休業 | 3月20日より3月31日まで |
| (5) 夏季休業 | 8月15日より9月30日まで |
| (6) 冬季休業 | 12月25日より1月7日まで |

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じ、休業日に授業を行い、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

〔1年間の授業期間〕

第 9 条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第 4 章 教育課程および履修方法等

〔教育課程〕

第 10 条 本学の授業科目を分けて基礎教養科目群と専門教育科目群とする。

2 授業科目および単位を別表1～4のとおりとする。

3 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て学長が臨時に授業科目を開設することができる。

第 11 条 (削除)

〔履修方法〕

第 12 条 本学において開設する各授業科目は、これを必修科目および選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

2 履修方法については、本学則の定めるもののほか別に定める。

〔単位の授与〕

第 13 条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、原則として、試験によるものとする。

〔試験等〕

第 14 条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。

2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

〔授業科目の評価基準〕

第 15 条 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 本条および前2条に関して、必要とする事項は別に定める。

〔授業種別および単位計算〕

第 16 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については 1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 1 つの授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、個人指導を主とする卒業研究等の授業科目については、その成果を評価して本学で定める単位を与えることができる。

[卒業要件]

第 17 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表 1 ～ 4 に定めるところにより、基礎教養科目群および専門教育科目群にわたり 6 2 単位以上を修得しなければならない。

2 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3 前項の規定により卒業を認定した者に対し、本学の学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第 5 章 免許状および各種資格の取得

[教員免許状]

第 18 条 本条第 2 項に規定する教員免許状の資格を取得しようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表 5 に定める所要の単位を修得しなければならない

2 本学において取得できる免許状の種類は次のとおりである。

学 科	取得できる免許
保 育 科	幼稚園教諭 2 種免許状

[栄養士・保育士]

第 19 条 前条に定めるほか、本学の各学科において取得できる資格および免許は次の表に掲げるとおりとする。

学科・専攻	取得できる資格および免許
生活文化学科食物栄養専攻	栄 養 士
保 育 科	保 育 士

第 20 条 生活文化学科食物栄養専攻の学生で、栄養士の免許を得ようとする者は、第 16 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法および同施行規則の規定により別表 6 に掲げる修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第 21 条 保育科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、第 16 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同施行規則の規定により別表 7 に示す所定の修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

2 介護福祉士養成施設の卒業者に対しては、別表 7 の備考 2 に従う。

[その他の資格]

第 22 条 生活文化学科生活文化専攻の学生で、全国大学実務教育協会認定の「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」称号の資格を得ようとする者は、別表 8 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目および単位数を履修しなければならない。

2 生活文化学科食物栄養専攻の学生で、日本医療福祉実務教育協会認定の「医療秘書実務士」称号の資格を得ようとする者は、別表 9 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

3 生活文化学科の学生で、日本フードコーディネーター協会認定の「フードコーディネーター 3 級」称号の資格を得ようとするものは、別表 10 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

4 保育科の学生で、全国保育サービス協会認定の「認定ベビーシッター」称号の資格を得ようとする者は、保育士の資格取得に必要な単位を修得するとともに、別表 11 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第 6 章 入学、再入学、転学、転学科、休学、退学および除籍

〔入学時期〕

第 23 条 入学の時期は学年のはじめとする。転入学、再入学の場合も同様とする。

〔入学資格〕

第 24 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (旧規定により大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

〔入学検定料〕

第 25 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表 1 1 による入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

〔入学許可〕

第 26 条 入学志願者に対しては、選考の上、学長が入学の許可を決定する。

〔再入学・転入学〕

第 27 条 退学者で再入学を願い出た時は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。その場合、既修の単位数ならびに修業年限を本学に必要な単位数ならびに修業年限に算入することができる。

2 再入学に関する事項は別に定める。

第 28 条 他の大学から転学を希望する者に対しては、選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 転入学に関する事項は別に定める。

〔転学科〕

第 29 条 転学科（専攻）を志願する者に対しては、学長がこれを許可することがある。

2 転学科（専攻）に関する事項は別に定める。

〔入学料等〕

第 30 条 学長は指定された期間内に入学料その他の納入金を納め、本学の指定する書類を提出した者に対し、本学への入学を許可する。

2 前項の手続きを怠った者には、入学を許可しないことがある。

〔保証人〕

第 31 条 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、保護者またはこれに代わる成年者とする。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

4 保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは直ちに届け出なければならない。

〔休学〕

第 32 条 病気その他止むを得ない事由で引き続き 3 か月以上欠席しようとする者は、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち、傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第 33 条 休学は 1 年を超えることができない。ただし、特別な事情のあるときは、さらに 1 年延長することができる。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 34 条 休学者は、休学の事由が止み復学しようとするときは、これを届け出なければならない。

〔退学・転学〕

第 35 条 退学または転学しようとするときは、所定の様式の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

〔除籍〕

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 3 条第 2 項に規定する在学年限を越えた者
- (2) 第 33 条第 1 項に規定する休学期間を越えた者
- (3) 授業料等の納入を怠り、督促をしてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 7 章 入学金、授業料等

〔入学金〕

第 37 条 本学に入学を許可された者は、別表 1 2 による入学金および教育充実費を納入しなければならない。転入学も同様とする。

ただし、再入学の入学金等については、別に定める。

2 入学金等の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

〔授業料、その他諸費用等〕

第 38 条 授業料、その他諸費用等については、別表 1 2 のとおりとする。

2 既納の授業料等納入金は、原則として、返還しない。

第 39 条 休学が前期または後期の全てに亘る場合は、その期間の授業料等を免除する。ただし、在籍料として別表 1 2 に定める金額を納入しなければならない。

第 40 条 停学を命じられた場合は、その期間中の授業料を納入しなければならない。

2 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けても所定の期限までに納入しない者は除籍する。

〔その他の学納金〕

第 41 条 第 3 8 条に規定する学納金の外に修学に必要な費用を納入させることがある。

第 8 章 職 員 組 織

〔職員〕

第 42 条 本学に次の職員をおく。

学		長
副	学	長
事	務	長
教		授
准	教	授
講		師
助		教
助		手
事	務	職 員
技	術	職 員

2 学長は、前項の外必要に応じて他の職員をおくことができる。

〔職員の職務〕

第 43 条 職員の職務は、学校教育法第 9 2 条に基づき、次のとおり定める。

- (1) 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。学長に支障のある場合には、副学長が職務を代行する。
- (3) 事務長は、学内の事務をつかさどる。
- (4) 教授、准教授、講師、助教は学生を教授し、研究を指導し、また研究に従事する。
- (5) 助手は、教育研究を補助する。
- (6) 事務職員は、教務、庶務、会計その他の事務に従事する。
- (7) 技術職員は技術に関する業務に従事する。

第 9 章 教授会および各種委員会

〔教授会〕

第 44 条 本学の教育及び研究等に関する事項について審議する組織として教授会をおく。

2 教授会は、学長、副学長および専任の教授をもって組織する。

3 学長は、必要ありと認めた時は、専任の准教授、講師、助教、助手または他の教員職員を参加させることができる。

4 このほか教授会に必要な事項は、別に定める。

〔審議事項〕

第 45 条 教授会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 学則および学内規定に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項

(5) 科目等履修生、聴講生、外国人留学生および研究生に関する事項

(6) 学生の生活指導、福利厚生に関する事項

(7) 学生の賞罰に関する事項

(8) 教員の採用および昇任時の教育研究業績の資格審査に関する事項

(9) その他学長の諮問した教育研究に関する重要な事項

〔各種委員会〕

第 46 条 本学に各種委員会を設ける。

2 各種委員会の規定は別に定める。

第 10 章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生および研究生

〔科目等履修生・聴講生〕

第 47 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第 13 条および第 15 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

4 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として許可することがある。

5 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

〔外国人留学生〕

第 48 条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

〔研究生〕

第 49 条 本学において、特定の事項に関し、本学教員の個人指導を受けて研究に従事しようとする者があるときは、選考の上、学長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

〔表彰〕

第 50 条 学業、徳行その他の業績について特に優秀と認められた学生に対して表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

〔懲戒〕

第 51 条 学生が本学の規則に反するか、または学生の本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第 12 章 公開講座その他

〔公開講座等〕

第 52 条 地域文化の向上発展に資するため、適宜に公開講座、講習会、展示会等を開催する。

2 公開講座等に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 厚生施設

〔厚生施設〕

第 53 条 本学に保健室、学生相談室、学生懇話室、食堂その他の厚生施設をおく。

第 14 章 図書館および附属教育施設

〔図書館〕

第 54 条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し必要な事項について別に定める。

〔附属教育施設〕

第 55 条 本学に次の附属教育施設をおく。

幼稚園

2 前項の諸施設に関し、必要な事項については別に定める。

第 15 章 他の短期大学、大学等における授業科目の履修 および入学前の既修得単位の認定等

〔他の大学等で修得した単位の認定〕

第 56 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

〔入学前の既修単位の認定〕

第 57 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、20単位を超えないものとする。
- 3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。
- 4 前条および本条の規定により認定される単位の合計は、30単位を超えないものとする。

[他の短期大学または大学以外の教育施設等における学修の授業科目の認定]

第 58 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、本学学則第56条第1項および第57条第1項に規定した単位数を合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

[入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定]

第 59 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、本学が養成を目指す職業に必要な能力を修得している場合において、文部科学大臣が別に定めるところ（文部科学省平成30年告示第7号）により、当該職業に必要な能力の修得を、本学の授業科目（職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、15単位を超えないものとし、かつ本学学則第56条第1項および第57条第1項に規定した単位数を合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

第 16 章 海外帰国子女、社会人の受け入れ

[海外帰国子女特別選抜]

第 60 条 日本国籍を有する者で、保護者の海外赴任に伴い、外国で就学後帰国した海外帰国子女の女子で、大学入学資格を有し本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

- 2 海外帰国子女特別選抜の方法、その他、必要な事項は別に定める。

〔社会人特別選抜〕

第 61 条 社会的な経験を踏まえ明確な問題意識をもって、本学での学修を望む者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 社会人特別選抜の方法、受験資格、その他必要な事項は別に定める。